

資料 1－4 追加資料

各委員からの事前意見の概要とその対応案について（追加の提出意見）

全国森林計画(素案)の該当箇所	委員からの意見等	対応(案)
資料1－1の9ページ	木質バイオマスに関する記載について、今後の森林整備における広葉樹林やアカマツ林、竹林などについてもきちんと位置付けていただき、積極的に利用、管理する方向性も指し示していただきたい。 近畿の森林整備の記述など、全体として、資源としてスギ・ヒノキ林に関するのみが整備の対象に受け取れる。長期的な視野で見れば多様な森林資源、森林生態系を価値あるものとして育てながら循環的に利用するという部分がもう少し読み取れてもよいのではないか。	(原案どおり) 全国森林計画では、森林の整備及び保全の目標において、「森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配慮の上、(略)多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する」とし、森林の整備に関する事項において、伐採、造林等の基本的考え方を示している。この多様な森林の整備には、スギ、ヒノキ等の針葉樹人工林のみならず広葉樹林、アカマツ林、竹林等も含まれるが、特定の樹種や林分の種類については言及していないことから、原案どおりとしたい。 なお、幅広く政策の方向を示す「森林・林業基本計画」においては、広葉樹林や竹林等の地域資源を活かして地方創生を図るといったように、委員のご意見と同旨の内容が位置付けられているところである。 Iの2(1)～(8)では、広域流域別に自然的社会的な特質を踏まえた記載としているため、Iの2(5)南近畿及び四国及び(6)西日本及び四国西部では、スギ・ヒノキ林をクローズアップした記載となっているが、「多様な森林の整備」については、いずれの地域でも推進していくものと考えている。
本文(素案)3ページ	文化機能の説明は、風致や文化財周辺の森林の記述に限定されているように受けとれるが、日本のまた各地域の森林文化を支える資源としての機能がわかるように記述を工夫ができないか。	(原案どおり) 第2表「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」の中で、「文化機能」を有する森林については、史跡、名勝等の周辺森林を対象として、景観や風致の保全や向上を図る観点から、森林整備及び保全の基本方針を定めているところであり、木材等の資源を活用する観点には含まれていない。 ご指摘の日本及び各地域の森林文化を支える資源としての機能については、地域の実情等により様々であるとともに、木材等生産機能にも含まれるといえるものであることから、原案どおりとしたい。 なお、森林・林業基本計画においては、「森林を適切に整備・保全しつつ、循環利用することは、(略)伝統的又は新たな「木の文化」の継承と創造に大きな役割を果たすものである。」と記載しているところであり、木の文化の継承にあたって森林の適切な整備・保全及び循環利用が重要であることが位置づけられているところである。
資料1－1「素案の概要について」の5ページ	IIの4(1)の「施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか……推進し」の「推進し」の主語が明確でなく、責任の所在も不明ではないか。	ご指摘の「推進し」については、国、県、市町村の行政が、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への委託を進めるため、森林所有者等への働きかけ、普及啓発活動、助言・あっせんを推進するということである。

全国森林計画(素案) の該当箇所	委員からの意見等	対応(案)
資料1-1「素案の概要について」の8ページ	Ⅱ 1(3)4行目の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」との表記が、現場レベルで考えると判断基準があいまいではないか。	国では、技術的助言として、都道府県に対し「天然更新完了基準作成の手引きについて」を通知し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定例を示している。 また、都道府県は、この通知を踏まえて地域森林計画において、同森林に関する指針を各流域の状況に応じて定めるとともに、市町村は、市町村森林整備計画において、当該指針に基づき属地的に同森林の区域を定めているところ。 このような取組により、現場レベルでの「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の判断が適切に行えるよう努めているところである。